

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救 助 係 長 吉田 卓郎 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成22年10月23日(15:30)

10月20日の大雨による被害にかかる災害救助法の適用について
(第2報)

1 災害の概要

10月20日の大雨による被害により、鹿児島県奄美市、大島郡龍郷町及び大島郡大和村において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、鹿児島県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【鹿児島県】 奄美市 (あまみし) 大島郡龍郷町 (おおしまぐんたごうちょう)	10月20日	10月20日の大雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	
※大島郡大和村 (おおしまぐんやまとそん)	〃		

<注>※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与 等